

むつ協働第30号  
平成26年1月14日

むつ市長 宮下 順一郎 様

むつ市市民協働まちづくり会議  
会長 山本 隆悦

自治基本条例制定要否について（答申）

平成24年8月8日付けむつ046～24で諮問を受けた「その他市民協働及び参画の推進に関する事」として諮問を受けた「自治基本条例の制定要否」について、別紙のとおり答申いたします。

# 答 申

## 「自治基本条例の制定要否」に関する答申について

市長から「その他市民協働及び参画の推進に関すること」として諮問を受けた『自治基本条例の制定要否』については、これまで「市民協働まちづくり会議」において、8回の審議を重ねてまいりました。

その過程においては、既に自治基本条例を制定した自治体担当者の講演、賛否双方の立場での意見、他市町村の検討過程や制定後の検証内容等を参考にして審議しましたが、「自治基本条例」の意義や必要性、あるいは懸念されることなど、多種多様な意見がありました。

慎重審議の結果、「自治基本条例の制定要否」については、現時点での制定は時期尚早という判断といたしました。

なお、本会議における論議を踏まえた附記意見を下記により提示いたします。

つきましては、附記意見を尊重し、市民理解のもと、「自治基本条例」の取扱いがなされることを申し添え、答申といたします。

## 記

### 1 附記意見

- (1) 先に答申した「むつ市市民協働指針」の具体的な取組を進める必要があること。  
※「むつ市市民協働指針」は「みんなが生きがいを感じる希望のまち」づくりを目指して提言したものです。市民と行政がそれぞれの特色を生かし、知恵を出し合い、力を協（あわ）せる協働を、実践しながら意識を高める必要があります。
- (2) 自治に関して、努めて市民に情報提供をして、市民としての参画意識の高揚を図ること。
- (3) 「自治基本条例」の有無にかかわらず、既に実践されていること、条例が制定されなければ実践できないこと等の検証が必要であること。
- (4) 「自治基本条例」について、引き続き、市民・議会・行政それぞれの意見を交換する機会を設ける必要があること。